

千葉県住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギー等の普及を促進するため、市内の住宅に再生可能エネルギー等の設備を導入する事業に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システム 次に掲げるものをいう。

- ア 太陽光発電システム
- イ 太陽熱利用給湯システム
- ウ 家庭用燃料電池システム
- エ 定置用リチウムイオン蓄電システム
- オ エネルギー管理システム
- カ 電気自動車充給電設備
- キ 地中熱ヒートポンプシステム

(2) 個人事業 市内に現に居住し、又は居住を予定している者が、住宅へのシステムの導入（システムが設置された建売住宅（以下「建売住宅」という。）の購入による導入を含む。）を行う事業をいう。

(3) 管理組合事業 市内にある共同住宅の管理組合が、当該共同住宅の共用部分の用に供するための太陽光発電システムを当該共同住宅に導入する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 個人事業を行う場合 次のいずれにも適合すること。

- ア 自らの市税の納付状況を市が確認することに同意し、かつ、市税の滞納がないこと。
- イ システムの導入を行う住宅が賃貸住宅又は居住部分の面積が延床面積の1/2未満である店舗等の併用住宅でないこと。
- ウ システムの導入を行う住宅が自らが現に居住する住宅（以下「既築住宅」という。）である場合は、次のいずれにも適合すること。

(ア) 当該住宅に係る登記記録のうち表題部における登記事項（所有権の保存等の登記がなされているときは、権利部における所有権に関する登記事項を含む。以下同じ。）が現況に合致している当該住宅を所有していること（当該個人事業についての同意が得られる2親等以内の親族が当該住宅を所有し

ている場合を含む。)。ただし、表題部の「種類」、「構造」に関する登記事項及び権利部の「権利者その他の事項」について、住民票の写し等で登記事項が現況と合致していることが確認できる場合は、この限りではない。

(イ) 第8条第1項の通知を受けた日以後にシステムの設置工事に着手すること。

(ウ) 過去に、当該住宅について同一のシステムに係る市の補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。

(エ) 住宅が共同住宅である場合は、システムを自らの専有部分の用に供し、かつ、システムの設置箇所の使用についての当該共同住宅の管理組合の総会の議決又はすべての区分所有者の同意を得ること。

エ システムの導入を行う住宅が新築する住宅（建売住宅を除く。以下「新築住宅」という。）である場合は、次のいずれにも適合すること。

(ア) ウ（イ）に適合すること。

(イ) 当該新築住宅を所有すること（当該個人事業についての同意が得られる2親等以内の親族が当該新築住宅を所有する場合を含む。）。

(ウ) 当該新築住宅に居住すること。

オ 建売住宅の購入によるシステムの導入を行う場合は、次のいずれにも適合すること。

(ア) 第6条の補助金の交付の申請をした日が属する年度に当該建売住宅の売買契約を締結し、第8条第1項の通知を受けた日以後に当該建売住宅の引渡しを受けること。

(イ) 当該建売住宅を所有すること（当該個人事業についての同意が得られる2親等以内の親族が当該建売住宅を所有する場合を含む。）。

(ウ) 当該建売住宅に居住すること。

カ システムが太陽光発電システムである場合は、自らが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結すること。

(2) 管理組合事業を行う場合 次のいずれにも適合すること。

ア 自らが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定により、電気事業者と当該設備により発電した電気に係る特定契約を締結すること。

イ 太陽光発電システムの設置箇所の使用についての当該共同住宅の管理組合の総会の議決又はすべての区分所有者の同意を得ること。

(補助金の額等)

第4条 補助の対象となるシステムの仕様及び条件、経費並びに補助金の額は、別表の第1欄に掲げるシステムの区分に応じ、同表の第2欄から第4欄までに定めるとおりとする。

(交付申請者の事前選定)

第5条 市は、補助金の交付に当たり公平を期するため必要と認めるときは、次条の補助金の交付の申請を受け付ける前に、一定の受付期間及び受付件数を定めて当該申請をしようとする者を募集し、予定を超える応募があった場合には、応募をした者の中から抽選で交付申請対象者を選定するものとする。

2 前項の場合においては、当該選定を受けた交付申請対象者に限り、次条の補助金の交付の申請をすることができる。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個人事業を行おうとする場合 次に掲げる書類

ア 住宅が既築住宅である場合は、次に掲げる書類

(ア) 当該住宅の登記事項証明書

(イ) 申請者のほかに当該住宅の所有者が存在する場合は、すべての当該所有者による当該個人事業についての同意書

(ウ) 住宅が共同住宅である場合は、システムの設置箇所の使用についての当該共同住宅の管理組合の総会の議決書又はすべての区分所有者による同意書

イ 住宅が新築住宅又は建売住宅である場合は、次に掲げる書類

(ア) 当該住宅に係る請負契約書又は売買契約書の写し

(イ) 申請者のほかに当該住宅の契約者が存在する場合は、すべての当該契約者による当該個人事業についての同意書

ウ システムの導入費用に係る見積書又は工事請負契約書の写しであって、余白部分に署名及び原本に相違ない旨を記載したもの(当該導入費用の内訳が不明である場合は内訳を明らかにする書類を添付すること)

エ システムが太陽光発電システムである場合において、補助金の額の上乗せをするときは、市内業者(別表の太陽光発電システムの項の第4欄第2号に定める市内業者をいう)の事業所の名称及び所在地を証明する書類

オ システムの配置図

カ システムの設置箇所を明らかにする当該住宅の現況のカラー写真

キ 当該住宅の場所を明らかにする地図

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 管理組合事業 次に掲げる書類

ア 当該共同住宅の登記事項証明書

イ 太陽光発電システムの設置箇所の使用についての管理組合の総会の議決書又はすべての区分所有者による同意書

ウ 前号ウ、エ、カ及びキに掲げる書類

エ 規約及び役員名簿（申請者が当該管理組合の代表者であることが明らかなものに限る。）

オ 太陽光発電システムの配線図（共用部分の用に供することがわかる書類）

（交付の条件）

第7条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）個人事業又は管理組合事業（以下「事業」という。）の変更（第9条第1項に定める変更に限る。）をする場合については、あらかじめ市長の承認を受けること。

（2）事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること。

（3）事業により導入したシステムを、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

（交付の決定の通知）

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（変更又は中止の申請）

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次に掲げる事項を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業変更（中止）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（1）システムの型式、方式、最大出力値等（補助金の交付決定金額の減額を伴うものに限る。）

（2）その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更又は中止の承認をするものとする。

3 規則第8条第5項の規定により準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業変更承認通知書（様式第5号）によるものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、規則第12条の規定により実績の報告をするときは、第8条第1項の通知を受けた日が属する年度の2月25日（その日が市の休日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たる場合にあっては、その直前の市の休日でない日）までに、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業実績報告書（様式第6号）

以下「実績報告書」という。)までに、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個人事業を行った場合 次に掲げる書類

ア 住民票の写し

イ 住宅が新築住宅又は建売住宅である場合は、次に掲げる書類

(ア) 当該住宅に係る登記事項証明書又は登記申請書の写し。ただし、登記申請書の写しについては、千葉地方法務局が受付したものに限る。

(イ) 第6条第1号イ(イ)の同意書に係る同意者のほかに当該住宅の所有者が存在する場合は、当該所有者による当該個人事業についての同意書

ウ システムの導入費用に係る領収書の写しであって、余白部分に署名及び原本に相違ない旨を記載したもの(当該導入費用の内訳が不明である場合は内訳を明らかにする書類を添付すること)

エ システムの配置等を変更した場合にあつては、変更後のシステムの配置図

オ システムを設置したことを明らかにする当該住宅の現況のカラー写真

カ システムが太陽光発電システムである場合は、電気事業者との電力受給契約の締結を証する書類の写し

キ その他市長が必要と認める書類

(2) 管理組合事業を行った場合 次に掲げる書類

ア 前号ウ、オ及びカに掲げる書類

イ 太陽光発電システムの配置等を変更した場合にあつては、太陽光発電システムの配線図(共用部分の用に供することがわかる書類)

2 前項第1号アに掲げる書類については、当該交付決定者の住民情報を市が確認することについて同意するときは、実績報告書にその旨を記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定による交付請求書は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第13条 市長は、規則第17条第1項に定めるもののほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は手続について不正の行為があったとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。
- 2 規則第18条第1項の規定による補助金の返還の命令は、千葉市住宅用再生可能エネルギー等設備導入事業補助金返還命令書（様式第10号）によるものとする。

（手続の代行）

- 第14条 補助金の交付を受けようとする者は、手続代行届（様式第11号）を市長に提出することにより、第6条、第9条第1項、第10条第1項及び第12条に定める書類の提出に係る手続を、システムを販売する者、システムの設置工事を請け負う者その他市長が適当と認める者に代行させることができる。
- 2 前項の規定により手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、誠意をもって当該手続を行うものとし、手続の代行を通じて得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行ったと認めたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容等を公表し、及び当分の間、手続の代行を認めない措置を講ずることができる。

（協力の要請）

- 第15条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、システムの設置後の2年間、当該システムの稼働実績等に関するデータの提供その他の協力を要請することができる。

（事務の委託）

- 第16条 市は、この要綱に定める書類の受付等の事務の一部を、千葉市住宅供給公社に委託することができる。

（その他）

- 第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。
- 第18条 システムの設置にあたり、周辺環境への影響について十分に配慮すること。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

別表（第4条関係）

再生可能エネルギー等設備の区分	仕様及び条件	経費	補助金の額
太陽光発電システム	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、導入された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 住宅用の低圧配電線と逆潮流有りて連系するものであること。</p> <p>(2) 太陽電池の出力状況等により、起動及び停止等に関して全自動運転を行うものであること。</p> <p>(3) 太陽電池モジュールが、次のいずれかの規格等に適合していること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本工業規格に適合しているものであること。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているものであること。</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの。</p> <p>(4) 対象設備を構成する太陽電池の公称最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が10キロワット (kW) 未満であること。</p> <p>(5) 未使用品であること。</p>	<p>太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）の購入費、工事費（据付・配線工事等）</p>	<p>(1) 3万円に、発電設備を構成する太陽電池モジュールの最大出力値（単位は kW とし、小数第3位を四捨五入する。）を乗じて得た額とする（千円未満は切捨て）。ただし、最大出力値が 3.00 kW を超えるものにあつては、3.00 kW を最大出力値とする。</p> <p>(2) システムの設置工事を市内業者に請け負わせ、かつ、その事業所の名称及び所在地が証明される場合は、補助金の額の上乗せをすることができる。この場合においては、前号中「3万円」とあるのは「4万円」と読み替えて、同号の規定を適用する。なお、市内業者とは、市内に所在する事業所若しくはその代表者又はその法人の本店若しくは代表者が、見積書又は工事請負契約書及び領収書を発行するものをいう。ただし、工事請負契約書にあつては、市内に所在する事業所又はその代表者が発行したものに限る。</p>
太陽熱利用給湯システム	<p>太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する自然循環式の太陽熱温水器（以下「自然循環式」という。）又は不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、給湯や空調に利用するソーラーシステム（以下「強制循環式」という。）であり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>設備その他付属機器等（配線・配線器具を含む。）の購入、据付、工事に関する費用</p>	<p>(1) 自然循環式の場合、5万円と経費（税抜）を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p>(2) 強制循環式の場合、10万円と経費（税抜）を比較し、いずれか少ない額とする。</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであり、次の要件を満たしてい</p>	<p>設備本体及び付属品（独自モニター等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工</p>	<p>10万円と、経費（税抜）から国の補助金相当額を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額とする。</p>

	<p>ること。</p> <p>(1) 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定を受けているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	事等)	
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等必要に応じて電気を活用することのできるものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>設備本体（蓄電池部、電力変換装置等）及び付属品（キュービクル、独自計測表示装置）の購入費、工事費（据付・配線工事等）</p>	<p>10万円と、経費（税抜）から国の補助金相当額を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額とする。</p>
エネルギー管理システム(HEMS)	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量等を調整する制御機能を有するものであり、次の要件を満たしていること。</p> <p>(1) 機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定めるECHONET Lite 規格の認証を取得していること。</p> <p>(2) タブレット、スマートフォン、パソコン又は家庭用エネルギー管理システムに付随する専用モニターにより、電力使用量を表示できるものであること。</p> <p>(3) 住宅全体の電力使用量を30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(4) 分岐回路単位の電力使用量、部屋単位の電力使用量、電気機器単位の電力使用量のいずれかを30分間隔以内で計測し、1時間以内の単位で1ヶ月以上、1日以内の単位で13ヶ月以上蓄積できるものであること。</p> <p>(5) 一つ以上の設備又は電気機器に対して、自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能を有すること。</p> <p>(6) 未使用品であること。</p>	<p>データ集約機器（計測結果を集約し、記録に残るサーバ等の装置等）、通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ等）、制御装置（機器の制御に係るコントローラ等）、モニター装置（独自端末等）、計測機器（電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力計等）の各購入費、工事費（据付・配線工事、セットアップ等）</p>	<p>1万円と、経費（税抜）から国の補助金相当額を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額とする。</p>

電気自動車 充電設備	電気自動車等への充電及び電気自動車等から住宅への電力の供給が可能なものであり、次の要件を満たしていること。 (1) 電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有し、かつ、国が実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。 (2) 未使用品であること。	設備本体及び付属品（充電コネクタ、ケーブル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）	5万円と、経費（税抜）から国の補助金相当額を差し引いた額を比較し、いずれか少ない額とする。
地中熱ヒートポンプシステム	地中の熱（冷熱を含む。）を熱源として、その熱をヒートポンプでくみ上げることにより、冷暖房・給湯用のエネルギーとして利用するものであり、次の要件を満たしていること。 (1) エネルギー消費効率（COP）が3.0以上のものであること。 (2) 地中熱交換器（熱交換井を含む。）は適切な深度または総延長を有し、十分な採熱、または放熱ができるものであること。 (3) 未使用品であること。	採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管、配線・配線機器の購入、据付、工事に関する費用	経費（税抜）の10分の1とする（千円未満は切捨て）。ただし、上限を20万円とする。